

# 知恵の樹

No. 207 2016.11.25

町田の図書館活動を  
すすめる会

代表：手嶋 孝典  
[teitaka@f8.dion.ne.jp](mailto:teitaka@f8.dion.ne.jp)

## 地域資料・情報サービスの積極的な展開を考えよう

—より図書館を市民のものとするために—

戸室幸治（三多摩図書館研究所所長、元・和光大学非常勤講師）

「図書館とは？」と聞かれて何と答えますか。私は「図書館は、知る自由（知る権利）を社会的に保障する機関」と答えています。その理由は、日本の図書館を代表する日本図書館協会の基本的文書である「図書館の自由に関する宣言（1979年改訂）」に明記されているからです。そして、その根拠を憲法第21条に求めています。同条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と定めています（引用文の下線は筆者）。現在では、「表現の自由」は、「表現する（側の）自由」(A)だけではなく「表現を受け取る（側の）自由」(B)の保障も意味しているとの考え方が定着しています。Aの自由とともにBの自由がなければ、十分な自由が成立しないからです。

もう一つ考えておくべきことは、憲法は、第12条で「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と定めていることです。我々に認められている諸権利は、一人一人が「不断の努力で保持」しなければ、憲法は、一片の紙切れになってしまう、という意味です。だとすれば、「不断の努力」に必要な主体的に判断するための材料を、私たちに対して提供する社会的な仕組みが必要です。それこそが図書館です。

片山善博氏は、「図書館のミッション（使命）は自立支援にある。民主主義社会を維持し、その中で主権者として生きていくためには市民として『自立』することが必要だ」と述べていますし、さらには、

「草の根自治に必要な資料・情報を図書館が備えなければいけない。これが『民主主義の砦としての図書館』という意味だとも述べています。

ところが、今日の図書館は、現実には「知る自由（知る権利）を社会的に保障し得る機関」、「不断の努力」を支え得る仕組みになっているのでしょうか。残念ながらそうなっていません。そこで問題になるのが、図書館のサービスの対象範囲をどう考えるかということです。図書館法第3条は、図書館が是非とも行うべきサービスを具体的に明記しています。その中に、図書館法が制定された60数年前から【地域資料（郷土資料、地方行政資料）】（第1号）や【時事に関する資料や情報】（第7号）の収集および提供が明確に定められています。更には、第9条の積極的な【公の出版物】の提供規定もあることから、これらの図書館サービスは特別なサービスでは決してないのです。

アメリカ図書館協会が、図書館の理念を十二の角度からコンパクトにまとめた『アメリカ社会に役立つ図書館十二か条』（2010年）でも第一の柱が「図書館は民主主義を維持します」（第一条）となっていて、具体的には「図書館は、情報やさまざまなものの考え方を誰もが使えるようにし、それによって人びとが一生を通じて公共政策についての聡明な判断ができるようにします。」「図書館員は」「情報や資料を使ってその人がいつもその知識を深め、自分の考えを維持発展させるように援助します。公共図書館は、アメリカ社会において、無知

と服従を求める専制政治から国民を守ることを目的とする、唯一の機関なのです。」と説明されています。

実は、このような図書館サービスを本格的に実現している図書館がこの多摩地域にあるのです。それが日野市立市政図書室(1977年12月開館)です。この図書館は、「行政資料・情報の公開・提供という機能は、真の自治体として確立されてゆくために」不可欠であり、「それは住民と自治体職員双方に対して機能しなければならない」との理念に基づきサービスを展開しています。

この図書館は、正規職員3人、嘱託1人を配置し、庁舎内の1階にある140㎡の施設で、自治体行政に関するあらゆる分野の系統的に収集された

資料を約41,000冊、雑誌約170誌、データベース8種、を用意しています。その結果、毎年ほとんど、中央図書館のレファレンスの件数よりこの図書館の方が多という結果を残しています。体制を整え、覚悟を持ってこのサービスを展開すれば、このような結果を得られることが約39年の長い期間実証されているのです。

一人一人の人びとに問われる内外における様々な困難な問題に対しても、図書館に問われる指定管理者制度や公共施設再編の問題に対しても、日々深刻さを増している今日、地域と住民の中に、より深く、より広く、図書館が確固とした存在を勝ち得るために、この図書館サービスの日野以外での本格的な展開が求められています。

## 探し物はなんですか？ ～図書資料情報紹介サービスの紹介～

海老澤 幸子 中央図書館(レファレンス・地域資料担当)

いきなりで恐縮ですが、図書館で迷子になったことはありませんか。同じような書棚が並び、本が並び、自分が探している本がどっちにあるのかわからない…そんな経験はないでしょうか。

図書館で長年仕事をしている身としては、ここは自分の庭、もとい書斎のようなもので、目的の本が決まっているのなら迷子にはなりません。ほかの図書館へ行っても、基本的な本の並びは見当がつかず、探し方は知っているので、どうにかかります。

でも、図書館は日々変化します。新しい本が入ったり、借りられていた本が戻ってきたり、古い本が書庫へ行ったり。図書館職員だからといって、蔵書すべてを把握するなんてとても無理！書棚を見ていれば、職員だって、新しい発見があります。だからこそ面白い。でも、慣れない利用者は面白がる前に、途方に暮れてしまうかもしれませんね。

そんな中、利用者の助けになるようにと作っているのが「図書資料情報紹介サービス」というリーフレットです。図書館用語では「パスファインダー」という名前でも知られていて、一般的な意味は「探検者・開拓者・草分け」ですが、図書館では「道案内・道しるべ」の意に使っています。

現在町田市立図書館で作っているものを紹介すると、「ビジネス・起業情報」「法律情報」「医療情報」の3つは、それぞれもっと細かいテーマを決めて、数種類ずつ発行（「マンション管理の巻」「遺産相続の巻」など）。それぞれテーマにそった資料の書名・著者名・内容等のほかに、図書館での請求記号（背に貼ってあるラベルの番号）と中央図書館での書棚番号が書いてあります。2～3年ごとに改定版を作っていますが、資料購入費が減って、なかなか新しい資料に替えられないのが、昨今の悩みの種…。

もう一つは「まちだを知ろう！」。こちらは毎年、2～3テーマずつ発行して、現在16種類になっています（「歴史の巻」「地図の巻」など）。すべて町田市内全図書館に置いてありますし、ホームページにも「パスファインダー（テーマ別資料案内）」で載せています。

もちろん、これだけで「迷わない」わけではありませんが、探し物のお手伝いの一つとして、役に立てばと思って作っています。でも、やっぱり図書館で迷ったら…もちろん職員にお声をかけてください。図書館という知の宝庫で、一緒に探し物をお手伝いさせていただきます！（会員）

## 第 102 回全国図書館大会参加報告

図書館友の会主催:市民と図書館分科会(第 14 分科会)

### 「公立図書館における市民参画のあり方:図書館協議会の現状と未来」

報告 山口 洋

今回は「図書館協議会」をキーワードに公立図書館における市民参画の在り方を考える分科会であった。図友連では公立図書館の運営を巡る諸問題に関して、かねてより市民が関与する方法の一つとして図書館法によって位置付けられた図書館協議会に注目。そこで 2014 年、2016 年の二回にわたり全国の会員ネットワークを利用して図書館協議会現状調査を行った。今回の分科会では、この 9 月に行った調査結果の概要報告と図書館協議会のもつ意味の更なる理解を深めるとともに、参加者から全国の状況をパネルディスカッションにて報告し合い、各地の市民による図書館を考える活動に資する機会を提供することを目標とした。調査報告では図友連運営委員から図書館協議会の委員選出状況、定例会数、情報公開性、諮問テーマ、課題などが概要版として報告。また個別報告では、松岡要氏(元日本図書館協会事務局長)「図書館協議会の制度的位置づけ」は、かつては地方交付税の算定基準に図書館協議会が手厚く扱われていた時代があったことを紹介され、図書館協議会は図書館法による法定機関として地方自治法上の行政機関の附属機関と見なすことができ、その答申や意見具申は教育委員会を拘束するという文部省の見解を紹介。森下芳則氏(元田原市図書館長)「田原市図書館協議会の活動から」は、田原市図書館協議会の設置について、図書館条例作成時から委員選出、定例会などのエピソードを交え、その法的位置づけの重さを指摘。定例会の回数が多ければ、館長は図書館協議会の対応を業務として重視し、これに真剣に向き合うことが必要となり、量が質を変えることの意味も指摘された。阿曾千代子氏(図書館とともだち・鎌倉、図友連運営委員)「図書館協議会の未来を求めて:図書館友の会活動から見えてきたこと」は、市民によ

る友の会の活動の目的は、今よりも少しでも良い形で公立図書館を次の世代に手渡すことであると指摘。それを支える民意に基づき機能する図書館協議会を実現し維持するには、図書館協議会委員を含む市民自身がこれに取り組むことが必要であり、「人」が重要であることを力説。後半では上記報告者をパネリストに迎え山口の司会で「公立図書館における市民参画のあり方:図書館協議会の現状と未来」と題してパネルディスカッションを開催。図書館協議会未設置自治体の場合、図書館協議会は図書館法に基づく機関であることの重要性、平成 28 年度より地方交付税に市町村の図書館協議会委員報酬を積算されたことなどを根拠に要求するべきなどの指摘があった。また定例会の回数、委員の人選方法、図書館協議会委員の研修方法、市民による図書館協議会支援の在り方なども議論された。(副代表)

### 全国図書館大会第 14 分科会に参加して 鈴木 真佐世

図友連が主催する「市民と図書館」分科会は、今大会で 4 回目。毎回全国から図書館を市民の立場から支えている熱き思いの方たちがたくさん集まります。今回は、当会の副代表の山口洋さんが司会役と基調報告<図書館協議会の現状と課題>を務めました。

パネラー 3 人のお話では、松岡要さんの「地方交付税は人口 10 万人の市町村を標準として行政水準の最低を示す」と「積算の根拠であってもひも付きにはいけない」という言葉がとても印象に残りました。交付税はこれだけあればいいという平均とか最高を示すものではなく、最低のラインだということだと改めて認識しました。

また、2 人目の元田原市図書館長の森下芳則さんの話からは、「図書館協議会は回数を重ねれば

いいというものでもないけれど、やはり回数は質につながる」と言われたことが印象に残りました。

更に、長い間市民の立場から鎌倉市の図書館を支え続けてきた阿曾千代子さんのお話からは図書館に対する熱い思いがひしひしと伝わってきました。

図書館協議会についての3人のパネラーの方のそれぞれの立場からの話が簡潔になされた後のパネルディスカッションの時間がたっぷりと確保されたこと、討論のテーマが4つ示されたことで、会場からの意見をいろいろ伺え、各地のいろいろな事情もよくわかり、課題も見えました。現在、町田市の図書館も資料費削減、民間委託の導入の可能性(注1)などを始め、いろいろな問題がありますので、9回(昨年度までは10回)という恵まれた協議会回数をしっかり生かして、みんなの図書館がよりよくなるように、協議会メンバーとしてまた、すすめる会メンバーとして、真剣に取り組んでいきたいと改めて思いました。(会員)

## 第14分科会「市民と図書館」に参加して

清水 陽子

公共図書館を取り巻く情勢の厳しさが増す中で、図書館協議会は市民が意見を出せる場ではあるが実情は自治体によって様々であることが、基調報告で発表された図友連の図書館協議会調査の中間報告でも見て取れた。3人のパネラーから協議会の制度的位置づけ、協議会の立ち上げや運営、市民としての関わりについて報告があり、協議会の置かれている位置づけや活動の内容、市民参画のあり方などがイメージしやすい内容であった。

今回はパネルディスカッションの時間が十分に取られていて、会場の参加者からの報告や意見も盛んに発せられた。その中では指定管理になったばかりの図書館の協議会委員や、協議会がない地域の市民の声もあがり、深刻な状況が伺われた。公共図書館がここまで発展してきた裏には公共図書館の意義や可能性を信じて活動してこられた職員や市民の力があつたと思うが、「誰のために何をするのか」というパネラーの森下さんの言葉は、市民として図書館活動をしていく上でも、また、図書

(注1) 町田市のHPトップページ → 市政情報 → 市の計画 → 町田市公共施設等総合管理計画(基本計画)のページの中の「町田市公共施設等総合管理計画(基本計画)概要版」のPDFを開くと、9ページに図書館などの社会教育施設の方向性として、以下のように書かれています。基本計画は2016年3月に策定されたもので、色々な公共施設を対象としていますので、概要全体もご覧になってみてください。

### (5)施設機能ごとの方向性

社会教育施設【図書館、生涯学習センター】  
サービス内容の検証、総量適正化・集約、複合化・多機能化、PPP/PFIの導入、民間委託



館職員や行政が図書館事業を行う上でも大変重い言葉だと感じた。(会員)

## 図友連の懇親会に参加して

手嶋 孝典

懇親会では毎年新たな出会いがある。そのことも勿論大切だが、議論が盛り上がるのは楽しい。

今年は図書館協議会の必置の法制化について議論した。きっかけは図書館協議会を必置にすべきだという意見を持つ方から見解を求められたからである。

仮に図書館協議会を必置にした場合、どこまでそれを有効に機能させられるかが問われると思う。図書館協議会が設置されている自治体でも、図書館協議会が活性化している自治体は少数でしかない。

図友連の調査でも明らかなように、定例会の開催数も年に2,3回というのが大半であり、1回という所も稀ではない。そのような図書館協議会が有効に機能しているとは到底考えられない。

むしろ、必置を法制化するよりも、住民の運動により設置を認めさせる＝条例化を目指す方がいいのではないかとというのが私の意見である。(会員)

# 講演会「図書館における指定管理者制度導入について考える

## ～制度の概要と政府の動向～」（3）

講師：松岡 要さん(日本図書館協会元事務局長)

去る9月4日(日)に実施した松岡要さんの講演会報告の最終回です。紙面の都合により、3回に分けて連載しています。講演のレジュメ&資料は町田の図書館活動をすすめる会のホームページで見ることができます(<http://machida-library.jimdo.com> または「町田の図書館活動をすすめる会」で検索)。

(報告：神尾陽子・手嶋孝典)

### 4. 地方交付税による指定管理者制度の誘導

#### (3) 図書館事業についての地方交付税

地方交付税の積算内訳は、90年代後半以降、その詳細を明らかにしなくなった。さらに図書館の資料費については2003年度以降明らかにしなくなった。地方交付税は資料費について一貫して増額積算を続けてきたという特徴があるが、これ以降全国の図書館資料費の減額が更に著しくなった。加えて、図書館費は社会教育施設費の細目に下げる状況にもなっている。いずれも、その明細を示すことは「地方を縛る」という理由からである。

最近の動きとして、1993年度以降公立小中学校図書館図書費、2012年度以降「学校司書」経費が積算され、さらに今年度は市町村の図書館協議会委員の報酬を積算することが実現した。注目すべき動きであるが、地方交付税は基本的には自治体を規制する役割をもつものであり、「トップランナー方式」は、それを露骨に示したものである。

### 5. その背景

#### (1) 「構造改革」政治の推進

こういことが行われる背景には「構造改革」政治、「官から民へ」がある。これは1996年橋本内閣以降政府の基調となっているが、図書館に大きな悪い影響をもたらした2点挙げたい。

#### (2) 「地方分権」

地方のことは地方で行うべきだとして、政府は関与しないことを明らかにした政策である。図書館法は、政府に図書館整備の補助金交付を課しているが、1997年度以降実施していない。交付要件の「最低基準」も廃止した。

#### (3) 公務員制度、人事管理の変質

図書館法は司書を置くことを求めているが、専門職

制度の根拠であった地方公務員法23条(職階制)を廃止した(2014年度)。政府は、専門性のある職種は民間委託を進めるようにしているのである。

さらに、1997年に出た自治行政局長通知には、「ジョブ・ローテーションを通じて様々な職場をバランスよく経験することで、視野や知識・技術を幅広く深いものとしていく」ことを求めた。「経歴管理システム」と呼ばれるもので、要するに人事異動を基調とした人事管理をすべきだと指示したのである。これ以降、図書館の現場には10年以上のベテラン職員がものすごく減っている。結果的に「民」への開放を実現するために現場での抵抗力を減らす結果を招いたのである。

誰でも自分の仕事に誇りを持ち、スキルアップしようとするが、それを許さない。人事異動が役所の中で常態化している要因である。

### 6. 文部科学省・文教施設における公共施設等運営権の導入

コンセッションといわれるもので、趣旨は、「文教施設における官民連携の手法の多様化を図る観点から、公共施設等運営権の導入について、具体的なメリットや検討に当たった留意事項等を明らかにする」とし、このほど明らかにされた報告素案には、民間事業者を高水準の公的サービスを提供するビジネスパートナーと位置づける、料金収入は事業者が創意工夫を凝らすインセンティブとなる、などが書かれている。さらに、「指定管理者制度は指定期間が短い、コンセッションは数十年の長期契約が見込まれる。」「コンセッション事業では、本体業務に加え付帯的業務にも創意工夫を活かした投資ができ、事業範囲の拡大も期待できる。」と述べている。文教施設

設を武雄方式に大掛かりに転換を図ろうということにつながると思われる。図書館は対象外ということだが、それはどうなるか分からない。指定管理者制度にとどまらないことが構想されており、我々としては注目せざるを得ない。

## 7. 図書館の機能、ますます求められている役割

以上のような政府の動きのあるなか、図書館のあり方について改めて捉える必要があると思う。賑わいだとか、営業活動の場に図書館が使われる、だけでなく、図書館事業を破壊する動きとして捉えるべきだと思う。

図書館の役割は求められた資料、情報を確実に提供することを目的としている。この基本的な目的、機能発揮がますます困難になっており、このことを避け、イベントを重視した指定管理図書館が多く見受けられる。このことは指定管理図書館だけではなく「直営」と言っている図書館にも見受けられ、例えば東京都立図書館は、予算説明書で6本の事業のひとつに「タイムリーな企画展」というものを挙げている。市区町村支援など最も重要な事業は「サービス事業」のなかの「内容」に「相互協力事業」をやっと探し当てることができる、という扱いである。

図書館の基本的な目的を達成するために必要とされる要件を挙げてみる。

### (1) 「土地の事情」に応える仕組み

図書館法は、地域の実状に沿った図書館運営、サービスを求めている。地域の状況の把握は、長い間のサービス、利用者の利用状況、寄せられた意見等の蓄積、その背景となっていること等の理解は欠かせない。意図的な内容の多い「利用者満足度調査」をのみ根拠にする浅薄なことでは、適切なサービス展開はできない。

### (2) 専門職である司書を中核とした管理運営

2008年の図書館法等改正の際国会は、「指定管理者制度の導入による弊害」の認識を示した文教関係委員会の付帯決議を行った。そのなかで「社会教育主事、司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズに等に十分対応できるよう...専門的能力・知識等の習得について十分配慮すること。...有資格者の雇用の確保、労働環境の整備、研修機会の提供など、有資格者の活用方策について検討を進めること。」などを加え、司書など専門職を中核とし

た「適切な管理運営体制」を求めていることも明らかにした。

これを受けて「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(2012年)では「運営の基本」の項を起し、それに応える内容を明らかにした。これに基づく体制構築が求められているのである。

### (3) コレクション形成

指定管理者制度導入問題のひとつの特徴は、図書館資料の構築、コレクション形成の視点が欠如していることである。管理期間の限られている制度であるゆえ、当然であるが、それはコレクションの破壊につながっている。当局は資料収集方針に従うことを明示しているが、その内容は抽象的な表現にとどまらざるを得ない。

数十年にわたるコレクション構築を踏まえ、さらに進展させることは不可能である。新刊書だけでなく、刊行後数年経た資料への関心、目配りも欠かせない。当局は、「問題」書を受入れないようにすることのみ腐心し、そのチェックすることを明らかにしているところもあるが、そのこと事態、指定管理者制度から逸脱した行為であり、チェックする部署は図書館ではなく、図書館員ではない。

資料選定の作業は、収集方針にしたがって、これまで形成してきたコレクションに日常的に接し、熟知している者が行うものである。専門職が行う所以である。

そういったことを避け、「実績」を上げるためにベストセラーに偏る傾向にあることは否めない。

### (4) 一元的な管理運営

複数館をもつ自治体では、指定管理者がそれぞれ異なる事態が見受けられる。最近総務省は「複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定管理者の裁量を増大させる」(2016.8 総務省通知)などと言っているが、指定管理者制度そのものは施設ごとに指定することを基本としている。

これは図書館組織の破壊になる。他の「公の施設」は個々の施設ごとの自己完結型管理運営を基本としている。しかし図書館は、単館的運営ではなく、複数館が一体となった管理運営を特徴としている。資料の選定、提供、保存など、所蔵資料の共有化、それを有効に活用するための書

誌・目録の一元化や、サービス内容も統一している。複数館には中心館が置かれることは、その適切な運営に不可欠なことであり、これは他の施設には見られない管理組織である。

指定管理者制度を導入したところでは、中央館のみ「直営」としたり、指定管理図書館全館を「調整」するための部署を教育委員会事務局に置いたりする事例は、図書館とはまったく異質の制度であることがますます明白に示しているといえる。

#### (5) 図書館の設置母体を超えた連携協力

求められた資料の確実な提供のためには、資料の相互貸借、資料の分担保存など他の図書館との連携協力が欠かせない。民間企業は営業成績を上げることが至上命令であり、「競争」は不可欠である。自ら集めた資料を他の図書館利用者に供するなどということは、根本的な矛盾につながる。

実際、指定管理図書館の「貸し渋り」が目立つ。一見合理的な「理由」を述べているが、図書館事業には、連携協力＝ネットワークが欠かせない要件であることが欠如している。この点からも、この制度は図書館破壊につながっているといえる。

#### (6) 地元書店との共存、連携

日本書店商業組合連合会は先に「全国小売書店経営実態調査報告書」を公表し、その経営状態の困難さを明らかにした。書店のない市町村がふえていくなか、地域の文化環境、商業振興として自治体が役割を果たすことが求められている。そのなかには図書館についての意見が多数書かれており、競争入札と指定管理の問題に集中している。

図書館の果たす役割から、地元書店との共存、連携は改めて構築する取り組みが必要となる。

#### (7) 書誌データ作成能力の低下の問題

現場体制の劣化は、それぞれの図書館の状況に応じた豊かな内容をもつ書誌データ作成を困難にさせている。既存のデータをそのまま投入し、それのみ頼るサービスにとどまっている。分類、件名、キーワードなどを多様に付加する書誌データ作成の作業は、それぞれの土地の事情による。資料の問合せ、レファレンスに応じられることにつながる。

既存のデータに無い資料のデータ作成は豊かなコレクション形成にとっても重要である。とりわけ地域資料、行政資料には、豊かな内容を持った書誌デー

タは欠かせない。

一般に市販されている資料にも、地域のことに触れた記述があるものは多数ある。それを見出し、地域資料として活用できるデータ作成は、地域に密着した公立図書館の重要な仕事であり、将来に残すべきことである。そのような作業を許さない管理は図書館の破壊につながっている。

### 8. 司書職制度の進展を妨げる人事管理

人事管理について追加する。総務省は「地方公共団体における多様な人材の活躍と働き方改革に関する研究会」を5月に発足させ、年度末までに報告を出すとしている。定年退職後の雇用延長の義務付けなど非正規雇用職員の増大に関わる対処策をひとつの柱とするものであるが、自治体の専門職制度に関わることは検討の対象としていない。人材育成、確保ではなく、「効率性」を求める内容である。検討資料には先に挙げた「経歴管理システム」を強調した1997年の総務省通知を重要なものとして挙げている。さらなる困難な事態に直面せざるを得ない。

(完。本稿の最終回については、講演の時間的制約のため、当日展開できなかった部分を松岡さんをお願いして、加筆・補正していただきました。)



## 柿の木文庫

### 第63回地域おはなし会のお知らせ

日時: 12月3日(土)午後2時~2時40分  
会場: 和光大学ポプリホール鶴川 (鶴川駅徒歩2分) 3階リハーサル室

主催: 柿の木文庫

参加費: 無料

申し込み不要。当日おいでください。

幼稚園生くらいから大人まで、どなたでもどうぞ。

冬のおはなし会をお楽しみください。

演目: エパミナンダス、子うさぎましろのお話、座頭の木 など

問い合わせ先: 増田 042-734-1835

## 「第 31 回のづた丘の上秋まつり」を終えて

野津田・雑木林の会 代表 久保礼子

今年も、自然、文化、子ども、環境——などなど幅広い層の市民団体・グループが野津田公園の原っぱに集って、恒例の「のづた丘の上秋まつり」が開催され、無事に終わりました。今年は、まつり呼びかけ人の野津田・雑木林の会が実行委員会の発足を呼びかけて、準備～当日まで、委員会に仕事を分担していただき支えていただきました。うれしい、新しい一歩です。

そして、雑木林の会は、今回初めて、広い展示コーナーを祭り会場入り口に特設。野津田公園の里山エリアの魅力発信に力を注ぎました。“原っぱのある公園／子どもが自然に出会う場所”“私たちのおとなりさん/ We are here”

“作り変えるのではなく、今ある自然を大切に”などのメッセージを添えて、昆虫研究家の撮った原っぱの昆虫たち、雑木林の会が長年に撮りためたノウサギのフィールドサインを写真展示しました。「長年定点観察を続けてきたスタンスならではの発信」と、多くの方々に関心を持っていただけたこと、何よりうれしく思ったことでした。

まつりの始まりは、クズのつるの大縄跳び。広い広場・宙に、つるが大きな弓を描き、子供たちがピョーン、ピョーン。そして、1 日中、気ままに丸太のパーカッションののどかな音が森に土に響きました。出店した 20 余のブースは、手作り遊びをテーマにそれぞれに個性的でした。

.....

今年も無事に祭りが終わって、今、再び「このま



つりが市の公園計画＝スポーツ化、レジャーランド化＝へのアンチテーゼではなく、市と共に市民が創り出す市民が主役のまつりとして末永く守られますように」と、祈る思いが増すばかりです。そして、「ここは、いのちの図書館」と里山の大切さを訴え、開発に抗議をした知人の声が脳裏によみがえります。すでに、そこは住宅になり命が息づく自然は残っていないのですが——。「図書館とは」と、根源的に問うてみたいものです。（団体会員）



### 第 16 期図書館協議会 第 12 回定例会報告

2016 年 10 月 27 日(木)午後 3:00～5:00 中央図書館・ホール 傍聴者 1 名

#### 【報告事項】

##### 《館長報告》

#### 1. 人事異動について

10 月異動、図書館 3 名転出 3 名転入。館内異動 1 名。嘱託員 1 名退職。

#### 2. 平成 28 年（2016 年）第 3 回町田市議会定例会

＜文教社会常任委員会＞ 9 月 16 日(金)決算の認定で質問

①システム更改に伴う自動予約受取りについて



て市民からの声は。⇒利用者アンケートでは満足。②返却期限印字レシートの広告がなくなったがその理由は。⇒広告主がみつからないため。レシートに代わる歳入増の取組みを実施。③移動図書館のポイント増設を望む声は。⇒要望は年に1～2件。現地調査を実施。忠生図書館開館時にポイント4か所廃止、新規に切り替え。④視聴覚資料の地域館での取り扱い。⇒要望あるも問題ありすぐには実施不可。⑤建物維持補修費の今後見通し⇒大きな修繕計画はない。施設老朽化はその都度対応。⑥忠生図書館運営要員はシステム更改により生み出して配置したが、その結果、他館職員の残業が増えたか。⇒セルフ貸出機導入により省力化できた部分を各館から捻出して忠生図書館に配置。時間外は2014年度から2015年度と大きく減った。

#### 《委員長報告》

①第1回生涯学習審議会(10月11日)報告:生涯学習センター、自由民権資料館のヒヤリング。委員は自由民権資料館を大切な施設と認識。学校等と連携など提案あり。②全国図書館大会(10月16日)報告。③文部科学省平成28年度『学校図書館の現状に関する調査』について:学校図書館の実態を司書教諭発令数、学校司書配置状況、図書標準達成率などで提示。

#### 【協議事項】

##### 1. 紙媒体の議事録の取扱い

・事務局提案 定例会にて紙媒体議事録を委員全員に配布していたが、今後はHPにアップされたものが最終版に。紙媒体は希望する委員のみ配布。紙の節約へ。⇒了承  
・協議会議事録を閲覧用資料に提供すべしという協議会の提案を受け、地域資料コーナーに配置。

##### 2. としょかんまつり

・タイトルから「子ども」をはずし大人を視野に入れたまつりに次第に移行できるように進行中。  
・今年度は大学や高校に働きかけて新しい試みを考えている。  
・土日に職員の手が割けないことが地域館の催しのネックに。⇒地域館の詳細について細部が把握できていない。担当に聞きどのような形がとれるの

か考えたい。

### 3. ブックトークの学校への出前について拡大は可能か?

限界は来るので、ボランティアも検討したい。教員やボランティア対象に講座開催も検討したい。  
・学校でブックトークをできるように物流について郵送なども考えて欲しい。

★次回第16期図書館協議会第13回定例会は2016年11月24日(木)午後3:00～町田市立中央図書館中集会室にて。傍聴自由。

#### “市民の図書館”であり続けるために！ 第32回図書館学習会

永山公民館市民企画講座

#### 連続講座「中央図書館は未来を開く」第2回 「図書館のめざすもの」

##### 一変わりつつある図書館を考える」

講師:山口源治郎氏(東京学芸大学教育学部教授)

現在「多摩市立図書館本館再構築基本構想策定委員会」が6月から2017年1月まで開催中です。7月には「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」の更新案が示され、本館の再構築と地域図書館は当面継続されることになり全体の図書館網を考えていきます。

図書館史・法制度がご専門である山口源治郎氏に図書館の変わりつつある状況をお話しいただき、図書館はなぜ必要なのか、誰のためにあるのか、図書館のめざすものを改めて考えます。行政と市民がどのように役割を担っていけば良いのかも一緒に学びましょう。

◇日時 2016年12月4日(日)

午後2時～4時30分

◇会場 バルブ永山(永山公民館)4階 集会室

京王線・小田急線永山駅下車徒歩3分

◇定員 45人(申込先着順10月23日より受付)

◇参加費 資料代300円

◇共催:多摩市に中央図書館をつくる会

◇問合わせ・申込:青木 Tel 090-7002-1588

E-Mail: yy.aoki@nifty.com

鈴木 Tel/Fax 042 - 389 - 6809



# ひろば

## 例会 10/25 (火) 報告

- ・16:30～No206 印刷他(清水・丸岡・手嶋)
- ・18:00～20:20 中央図書館・中集会室

出席: 飯野・石井・兼田・齋藤・清水・しょうじ  
・鈴木(真)・手嶋・増山・丸岡・山口

### 議題

#### 1. 会報について

No.207: 巻頭言(未定)⇒戸室幸治さん、レファレンスの取り組みについて(海老澤)、講演会記録(3)(神尾・手嶋)、図書館協議会第12回定例会報告(清水・山口)、のづた丘の上秋まつりの報告(久保)、全国図書館大会報告(報告:山口、感想:清水・鈴木、交友連懇親会報告:手嶋)

#### 2. すずめる会のリーフレットの改訂について

増山、高橋が引き続き担当し、検討する。

#### 3. 今年度の活動計画について

図書館見学会⇒日程: 2017/1/31(火)～2/1(水)

河内長野市立図書館(大阪)、瀬戸内市立図書館(岡山)の予定であったが、見学する図書館を含め見直す。

#### 指定管理者制度導入に反対する活動

何をするか⇒直営の魅力を伝え、またなぜ直営でなければならないのかを理解してもらえよう、継続的に活動を検討・実行していく。

#### その他

三多摩図書館研究所所長戸室幸治さんから、地域資料についての講演・学習会の話が持ち込まれている。⇒巻頭言に寄稿していただく。⇒継続。

#### 4. 資料費増額の取り組みについて

市職労に学習会(町田市の財政分析)の件について申し入れた。⇒継続して取り組む。

#### 5. 「次期5ヵ年計画行政経営改革プランの概要」について

⇒保留。

#### 6. 図書指導員謝礼の金額変更について

⇒11月中旬ごろ教育委員会と面談を行い、進捗状況を確認し、新制度の早期構築を要請したい。

#### 7. 第31回 のづた丘の上秋まつりについて

11月5日(土) ※雨天の場合は6日(日) ⇒まちだ語り手の会・すずめる会共同参加(一緒にブルーシートで)、手づくり抱き人形の販売、その

他JAによる米・地場野菜・ポン菓子の販売など。

#### 8. 12月の例会(第8回)について

⇒12/27(火)は、年末だが予定どおり開催する。

#### 9. その他

としよかんまつり実行委員会:第2回打合せ。  
すずめる会の企画:講演会(文学館)⇒広瀬さんが講演依頼を承諾してくださった。

### 報告

#### 1. 第102回全国図書館大会第14分科会について

73名参加。「知恵の樹」No207参照。

#### 2. 「アーカイブ通信」No.8の掲載記事について

「知恵の樹」の紹介記事が、「アーカイブ通信」No.8に掲載された。

#### 3. 団体及び個人からの報告

・嘱託労:11/1(火)団交に向けた事務折衝(三役)、11/10(木)団体交渉を予定。

・まちだ語り手の会:秋のおはなし会 10/30(日) 14:00～15:30 町田市民フォーラムにて。

・柿の木文庫:鶴川駅前図書館は、今年はおはなし会の共催はせず、他の地域館2館で市民協働のテストをすることになった(夏に開催済み)ので、文庫単独で地域おはなし会開催となった。そのため図書館のおはなし会室ではなく、和光大学ポプリホール鶴川3Fリハーサル室を使うこととなった。(12/3(土)15:00～15:40)今後は各館で市民協働のおはなし会ができるように望む。

・学校図書館:請願後、学校図書館について指導員自身がよく分かっていない。それを伝えるために手紙を出したいが資金難。市の講師派遣の助成が減額されているのも問題。

#### 4. その他

・2017年全国図書館大会 10月に代々木オリンピックセンターにて開催予定。テーマの希望があれば山口さんまで。

・知恵の樹にHPアドレスを載せてはどうか。

### 〈編集後記〉

アメリカ合衆国の大統領選挙の結果は、大方の予想に反してトランプ氏が当選。ニューヨーク株価も一時下がっただけで回復、今では最高値。トランプノミクスへの期待だそうだが、どう考えても矛盾だ。(T2)